

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
四国医療専門学校		昭和51年4月1日		後藤 修司		〒 769-0205 (住所) 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1 (電話) 0877-41-2323				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人大麻学園		平成6年12月12日		大麻 正晴		〒 769-0205 (住所) 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1 (電話) 0877-41-2380				
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度				
医療	医療専門課程	柔道整復学科2部		平成19(2007)年度	-	令和 2(2020)年度				
学科の目的	柔道整復師として専門的知識及び技術を習得させるとともに、医療従事者としての態度、習慣を身に付させ、社会に貢献できる人材を育成する。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	夜間に開講し、幅広い分野で活躍できる柔道整復師を育成する (取得可能な資格・称号: 柔道整復師、公認初級バラスポーツ指導者、専門士、トレーニング指導者(JATI-ATI)、機能訓練指導員 中退率13.3%)									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技		
3年	夜間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,760 単位時間 113 単位	1,530 単位時間 80 単位	330 単位時間 11 単位	180 単位時間 4 単位	0 単位時間 0 単位	720 単位時間 18 単位	
		生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)					
90 人	8 人	0 人		0 %						
就職等の状況	■卒業生数(C)		5 人							
	■就職希望者数(D)		4 人							
	■就職者数(E)		4 人							
	■地元就職者数(F)		2 人							
	■就職率(E/D)		100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		50 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		80 %							
	■進学者数		0 人							
	■その他									
	(令和 6 年度卒業生に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)									
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 施術所										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無		評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.459.ac.jp/course/judo/">https://www.459.ac.jp/course/judo/</a>									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)									
	総授業時数		単位時間							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間								
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間								
うち必修授業時数		単位時間								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間								
(B: 単位数による算定)										
総授業時数		113 単位								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		2 単位								
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位								
うち必修授業時数		113 単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		2 単位								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		1 単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		1 人							
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		2 人							
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		2 人							
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		2 人							
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人							
	計		7 人							
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		7 人								

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・社会情勢の変化に対応し、職業教育の水準の維持向上を図り、専攻分野の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を有する人材を養成するため、教育課程の編成について企業等と定期的な打ち合わせ、意見交換等を行う。
- ・卒業における本校職業教育の有用性を把握し、最新の情報、企業等からの要望を効果的に取り入れ、実践的かつ専門的な教育課程の編成、授業内容、方法の改善や工夫を行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成、授業の内容や方法の改善、工夫等について、企業等との密接な連携を図り、より実践的な職業教育や質の確保に組織的に取り組むため、学校諮問機関として教育課程編成委員会を置く。委員会で決議された事項については本校に答申し、審議のうえ意思決定を行う。また、委員会での決議内容が教育課程の変更に係る場合には、設置者理事会において審議のうえ、意思決定を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
後藤 修司	四国医療専門学校 校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
大麻 陽子	四国医療専門学校 副校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
山下久美子	四国医療専門学校 副校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
青木みゆき	四国医療専門学校 教務部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
襖田 和敏	四国医療専門学校 鍼灸学科・鍼灸マッサージ学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
山本 幸男	四国医療専門学校 柔道整復学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
高橋 謙一	四国医療専門学校 理学療法学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
松本嘉次郎	四国医療専門学校 作業療法学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
入江 和子	四国医療専門学校 看護学科 教務主任	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
六車 輝美	四国医療専門学校 看護学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
大塚 安混	一般社団法人香川県鍼灸師会 理事	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
高橋 司	公益社団法人香川県柔道整復師会 会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
田岡 知代	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
若林 佳樹	一般社団法人香川県作業療法士会 理事	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
安藤 幸代	公益社団法人香川県看護協会 会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
白井 直樹	ゆとり接骨院 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
天野 稔大	(株)EXPAND 徳島エリアマネージャー	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
橋本 将吾	フレアス在宅マッサージ高松営業所 所長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
村本 剛史	わかくさ接骨院 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
大石 勝彦	普門堂鍼灸整骨院 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
森田 伸	香川大学医学部附属病院リハビリテーション部 院内副技師長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
瀬間 義之	介護老人保健施設桃源苑 副施設長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
福屋 純子	香川労災病院 看護部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
氏部 勢子	KKR高松病院 看護部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。  
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月2日 14:30～16:00

第2回 令和6年3月10日 10:00～11:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・本学科の令和5年度柔道整復師国家試験の合格率(66.7%)に対して、委員より出題傾向の分析等を実施し、合格率の向上が指示をされた。その結果、翌年度の合格率は95%と改善された。

・令和6年度に公益社団法人日本柔道整復師会が香川県で主催する四国学術大会香川大会が開催される。市民公開講座もあり、医師の講演もあり、医学の勉強や、卒後の柔道整復師の生涯学習の場を知る良い体験となるのではないかと意見が出され、学生の参加を検討することになった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

近年、柔道整復師の職域は拡大しており、施術所勤務だけでなく介護施設やスポーツ施設に就職する卒業生、卒後生は増加傾向にある。職域拡大に対応した教育の機会が求められる。また急性外傷に対する知識、技能の習得には、外傷施術を見学できる機会が必要となる。柔道整復師学校養成施設指定規則の改正（平成29年3月31日文部科学省・厚生労働省令第2号）により、介護施設、スポーツ施設等での臨床実習が認められたことから介護、スポーツ分野の教育機会として、ならびに急性外傷処置の見学機会として、企業等と連携した外部臨床実習を実施している。外部臨床実習において直接指導を受け体験することにより、専門的かつ実践的な知識、技術を習得することができると思う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ・臨床実習Ⅰでは、医療機関、介護施設、スポーツ現場で、医療従事者から指導、助言を受けて、柔道整復の職域の多様性を知ると共に、多職種連携を経験する。
- ・臨床実習Ⅱでは、全国柔道整復学校協会 臨床実習指導者講習会を受講した指導者の下で連続1週間程度の実習を実施し、その後、中間評価と最終評価を行ってもらい、実習の評価を受けている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習Ⅰ	医療機関、介護施設、スポーツ現場等で経験豊富な、医師、介護職員、柔道整復師から指導、助言をうけ具体的、個別的に多職種連携を経験する。	・桃陵クリニック ・途中迎舎 ・香川県柔道連盟等
臨床実習Ⅱ	実際の現場での学びを通じ、学習のみでは修得しない柔道整復術のニーズを把握するとともに、柔道整復師のあるべきすがたを考察すること	中・四国の各臨床実習登録施設（柔道整復施術所）

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

所属長は職員に対する研修の必要性を把握し、研修計画を立て、その計画に基づき職員に研修を受ける機会を与えなければならない。そして、業務上必要な知識および技能を計画的に習得するため、職員は校内および校外における研修等を積極的に受講しなければならない。特に、教員については職員研修規程第9条第2号に定められているとおり、専門分野および担当業務に係る専門的知識および技能の習得については、業界団体等が開催する研修等を積極的に活用する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第32回日本柔道整復接骨医学会学術大会  
期間: 令和5年12月2日(土)・3日(日)  
内容: 柔道整復・接骨医学に関する研究発表、連絡、情報交換の為の学術大会であり、最新知識の取得する。

連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会

対象: 柔道整復師

研修名: コンディショニングコーチ養成コース

連携企業等: 株式会社R-BODY

期間: 令和5年3月26日～29日

対象: 柔道整復学科教員

内容: コンディショニングについての事項を学び、コンディショニング指導を実施する為の研修を受けた。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 全国柔道整復学校協会主催 第65回教員研修会

連携企業等: 全国柔道整復学校協会

期間: 令和5年9月23日(祝)・24日(日)

対象: 柔道整復学科教員

内容: 教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第33回日本柔道整復接骨医学会学術大会

連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会

期間: 令和6年11月30日・12月1日

対象: 柔道整復師

内容: 柔道整復・接骨医学に関する研究発表、連絡、情報交換の為の学術大会であり、最新知識の取得する。

研修名: 第57回四国学術大会 香川大会

連携企業等: 日本柔道整復師会

期間: 令和6年7月15日

対象: 柔道整復師

内容: 四国地区の柔道整復師の研究成果発表の場であり、柔道整復師にとって地区の知識情報を学ぶための集会。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 全国柔道整復学校協会主催 第66回教員研修会

連携企業等: 全国柔道整復学校協会

期間: 令和6年9月21日・22日

対象: 柔道整復学科教員

内容: 教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教育活動その他学校運営の状況に係る自己評価に対して、客観的な評価者としての保護者、地域住民、その他学校関係者に広く意見を求めることで、開かれた学校づくり、より良い学校づくりに取り組み、学校としての説明責任を果たすと共に、教育の向上を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標、育成人材像
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

退学者の低減に対する御意見については、学校運営会議で対策を共有し、学科で取り組んでいる。当学科の退学率はR3年度:10.3%、R4年度:7.4%、R5年度:5.3%と近年退学率は低下傾向である。退学者の減少を目標に各種の対策を見直し修正した結果と考えられる。また、国家試験不合格者のフォアローについては、科目聴講制度、学内外の模擬試験、自習スペースの確保を行っている。登校できない卒業生については、国家試験対策の案内等について、情報の提供を行っている

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
谷川 俊博	宇多津町長	2023.4.1～2025.3.31(2年)	地域住民代表
上杉 敬治	香川県立丸亀城西高等学校 校長	2023.4.1～2025.3.31(2年)	高校関係者
詫間 裕一	香川県立飯山高等学校 校長	2024.4.1～2025.3.31(1年)	高校関係者
水兼 博士	香川県立琴平高等学校 校長	2023.4.1～2025.3.31(2年)	高校関係者
三谷 景子	看護学科 学生保護者	2023.4.1～2025.3.31(2年)	保護者
橋本 純	鍼灸学科 卒業生	2023.4.1～2025.3.31(2年)	卒業生
島 かおり	看護学科 卒業生	2023.4.1～2025.3.31(2年)	卒業生
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 会長	2023.4.1～2025.3.31(2年)	業界団体役員
大塚 安混	一般社団法人香川県鍼灸師会 理事	2023.4.1～2025.3.31(2年)	業界団体役員
高橋 司	公益社団法人香川県柔道整復師会 会長	2023.4.1～2025.3.31(2年)	業界団体役員
田岡 知代	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	2023.4.1～2025.3.31(2年)	業界団体役員
若林 佳樹	一般社団法人香川県作業療法士会 理事	2023.4.1～2025.3.31(2年)	業界団体役員
富山 清江	公益社団法人香川県看護協会 会長	2024.4.1～2025.3.31(1年)	業界団体役員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( )

URL: URL:http://www.459.ac.jp/

公表時期: 令和6年7月末日



授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復学科2部)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			健康科学Ⅰ	保健体育教員及び柔道整復師の見地から、健康科学の基礎を通じ、障がい者運動に必要なスポーツ健康科学について教授し、スポーツ健康科学を中心とした障がい者運動の幅広い知識と教養及びそれらの活用能力を身に着ける。	1前	30	2	○			○		○		
2	○			健康科学Ⅱ	栄養学の専門家の見地から栄養素の機能や代謝、栄養所要量などについて教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1後	30	2	○			○			○	
3	○			健康科学Ⅲ	健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解について自身の生活を振り返るとともに、社会との関連性を再認識し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1前	30	2	○			○			○	
4	○			健康科学Ⅳ	人間のこころとからだが密接不可分であるとする心身一如（心身相関）の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得することを教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1後	30	2	○			○			○	
5	○			人文科学Ⅰ	気分と感情に関する専門家の見地から感情のコントロール・コミュニケーション・接遇やマナーのに関して教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1前	30	2	○			○			○	
6	○			人文科学Ⅱ	色彩に関する専門家の見地から人に与える影響を教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1後	30	2	○			○			○	





15	○		病理学概論	基礎医学教育の専門家より病理学の概論を教授し、様々な疾患が如何なる原因で生じるのか、またその病態はどのようなものであるのかを学習する。	2通	60	4	○			○		○
16	○		一般臨床医学	病院で臨床医学の実務に携わる医師より、各疾患の成り立ちと、病態、症状や治療に関する医学的知識を教授する。	2前	30	2	○			○		○
17	○		外科学概論	病院で外科学の実務経験のある医師より外科学の概論を教授し、各臓器の解剖・生理を基礎として、各部位の疾患の症状、検査法、合併症、治療法の概略を理解する。	2前	30	2	○			○		○
18	○		整形外科	病院で整形外科医学の実務経験のある医師より整形外科の概論を教授し、部位別（頭部・体幹・上肢・下肢）の整形外科疾患の症状、検査法、治療法を学び、理解する。	2後	30	2	○			○		○
19	○		リハビリテーション医学	病院等でリハビリテーション医学の実務に携わった経験のある理学療法士により、リハビリテーション医学を教授し、リハビリテーション医学の基本的知識を身につけ、障害学、治療学、リハビリテーション的評価と診断について学習する。	2通	60	4	○			○		○
20	○		柔道整復術の適応	病院で実務経験のある医師より診察学（バイタルサインや各種検査法など）に関する概要を教授し、柔道整復師が具有すべき適・不適の判断や鑑別能力を身に付ける。	2前	30	2	○			○		○
21	○		衛生学・公衆衛生学	基礎医学教育の専門家より衛生学・公衆衛生学を教授し、衛生学を社会医学の科学として理解させ、病気の予防、健康保持増進についての基礎能力を養う。	1通	60	2	○			○		○
22	○		関係法規	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復師法ならびに医療法、社会福祉関係法規、社会保険関係法規について教授する。	3前	30	2	○			○		○
23	○		柔道 I	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道実技について教授し、人格の形成、心身の鍛練を目的とし、人としての振舞いの基本、礼儀作法の習得を目標とする。	1通	60	2				○	○	○

24	○		柔道Ⅱ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、受身、投技、抑込技および投の形を理解し、実践することが出来る。	2通	60	2			○	○	○					
25	○		柔道Ⅲ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、認定実技審査で求められる水準で礼法、受身、投の形及び乱取りを実演できる能力を身に付ける。	3通	60	2			○	○	○					
26	○		職業倫理	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から職業倫理について教授し、医療従事者として倫理観を養う。	3後	15	1	○			○	○					
27	○		社会保障制度	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から、社会保障制度について教授し、柔道整復師に関わる社会保険制度を中心にその役割と特徴を学習する。	3後	15	1	○			○	○					
28	○		基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な骨折、軟部組織損傷（靭帯損傷）の概説について理解する。	1前	30	1	○			○	○					
29	○		基礎柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な脱臼、軟部組織損傷（筋、腱損傷）の概説、各外傷の治療法について理解する。	1前	30	1	○			○	○					
30	○		外傷保存療法の経過及び治癒の判定	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から外傷保存療法の経過、外傷治癒の判断について教授し、各種外傷の保存療法的手段及びその経過について理解し、適切な保存療法の判断、治癒の判定について理解する。	3前	30	1	○			○	○					
31	○		基礎柔道整復学演習Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復師の業務範囲に含まれる外傷について理解する。	1後	30	1	○			○	○	○				

32	○		基礎柔道整復学演習Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復術の適応・不適応の鑑別に必要な知識として臨床形態学を学習する。	1通	60	2		○	○	○							
33	○		基礎柔道整復学演習Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復Ⅰ・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、临床上必要な運動器に関する知識の定着を図る。	1通	60	2		○	○	○							
34	○		基礎柔道整復学演習Ⅳ	病院で実務経験のある医師より内科学的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇する疾患や症候との関連について理解を深め身につける。	2後	60	2		○	○								○
35	○		基礎柔道整復学演習Ⅴ	病院で実務経験のある医師より外科的、整形外科的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇するさまざま外傷・疾患について理解を深め身につける。	2後	60	2		○	○								○
36	○		基礎柔道整復学演習Ⅵ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師より種々の外傷の症候・疾患に関する知識を教授し、それらの関連性について学習する。	2通	60	2		○	○	○							
37	○		応用柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から頭部・体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	1後	30	1	○		○	○							
38	○		応用柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢骨折について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2前	30	1	○		○	○							
39	○		応用柔道整復学Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢骨折について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2後	30	1	○		○	○							

40	○		応用柔道整復学Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢脱臼について教授する。	2 前	30	1	○			○	○						
41	○		応用柔道整復学Ⅴ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 後	30	1	○			○	○						
42	○		応用柔道整復学Ⅵ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の骨折、脱臼について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 前	30	1	○			○	○						
43	○		応用柔道整復学Ⅶ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の骨折、脱臼について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 後	30	1	○			○	○						
44	○		応用柔道整復学Ⅷ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の脱臼、軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	3 前	30	1	○			○	○						
45	○		臨床柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、外傷学総論分野での最終学年で身に付けるべき知識を学習する。	3 通	90	3	○			○	○						
46	○		臨床柔道整復学Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、外傷に対する評価、治療法、指導管理分野での最終学年で身に付けるべき知識を学習する。	3 通	90	3	○			○	○						
47	○		臨床柔道整復学Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、身体各部位の骨折、脱臼、軟部組織損傷の総合的な知識を身に付ける。	3 通	90	3	○			○	○						

48	○		物理療法機器等の取扱い	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から物理療法機器等の取扱いについて教授し、各種物理療法の特徴を理解して後療法に活かす能力を養う。	3前	30	1	○			○		○					
49	○		柔道整復術適応の臨床的判定	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復術適応の臨床的判定について教授し、柔道整復師の業務範囲である外傷に対する施術の適応であるか否かの臨床的判定能力及び、医用画像の理解力を養う。	3後	30	1	○			○		○					
50	○		基礎柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から基本包帯法を教授し、柔道整復師に必要な基本包帯法の知識と技能を習得する。	1前	30	1				○		○					
51	○		基礎柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法実技を教授し、柔道整復師に必要な手技療法を修得とともに、手技療法を通じ柔道整復師に必要な触診技術を身に付ける。	1前	30	1				○		○					
52	○		基礎柔道整復実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の基本包帯を教授し、巻軸包帯を使って下肢の各部を固定する技術を身に付ける。	1後	30	1				○		○					
53	○		基礎柔道整復実技Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法技術、触診技術を教授し、基礎柔道整復学Ⅱで学習した基本手技、触診手技を基に基本的な施術能力を身に付ける。	1後	30	1				○		○					
54	○		応用柔道整復実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からテーピング固定の実技について教授し、柔道整復業務におけるテーピング知識、テーピング技術を習得する。	2前	30	1				○		○					
55	○		応用柔道整復実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折整復法の知識、整復法、整復手順について学習し骨折整復技術を身に付ける。	2前	30	1				○		○					

56	○		応用柔道整復 実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から固定具を用いた固定実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折固定法の知識、固定法、固定手順について学習し固定技術を身に付ける。	2 後	30	1				○	○	○				
57	○		応用柔道整復 実技Ⅳ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、上肢帯及び上肢の脱臼整復法の知識、整復法、整復手順について学習し脱臼整復技術を身に付ける。	2 後	30	1				○	○	○				
58	○		臨床柔道整復 実技Ⅰ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼の整復法、軟部組織損傷の検査法を理解し的確に実践できる実技能力を身に付ける。	3 通	90	3				○	○	○				
59	○		臨床柔道整復 実技Ⅱ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼・軟部組織損傷に対する固定法を理解し、固定具を用いて的確に実践できる外傷固定の技術を身に付ける。	3 通	90	3				○	○	○				
60	○		臨床柔道整復 実技Ⅲ	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、基礎・応用柔道整復実技で学んだ内容を発展させ、各身体部位の外傷に対する骨折及び脱臼整復法、軟部組織損傷の検査法、外傷に対する固定技術において最終学年で身に付けるべき技術を習得する。	3 後	30	1				○	○	○				
61	○		高齢者の外傷 予防技術	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から高齢者の外傷予防技術について教授し、高齢者特有の体の構造や機能の変化を理解し、高齢者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	3 前	30	1				○	○	○				
62	○		競技者の外傷 予防技術	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から競技者の外傷予防技術について教授し、競技者特有の体の構造や機能の変化を理解し、競技者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	3 前	30	1				○	○	○				

63	○		臨床実習前施 術試験等	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の見地から、安心して安全な柔道整復臨床実習を行うために必要な知識・技能・態度習慣を教授する。評価には施術所（接骨院）において実務歴のある柔道整復師らによって評価する。	2 後	30	1				○	○	○			
64	○		臨床実習 I	柔道整復師を目指す者の初年次教育という位置づけで、柔道整復師が備えるべき知識・技能を習得する。救護、介護、スポーツ現場での外部実習を通じ、多様化する柔道整復師のキャリア教育を促す。	1 通	45	1				○	○	○	○		○
65	○		臨床実習 II	学外の柔道整復施術所において、臨床実習指導者の指導、管理の下に臨床現場の見学・体験実習を行なう。	2 通	45	1				○	○	○	○		○
66	○		臨床実習 III	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	3 通	45	1				○	○	○			
67	○		臨床実習 IV	柔道整復施術所（接骨院）において実務経験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	3 通	45	1				○	○	○			
合計					67	科目	113 単位（単位時間）									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
本学科で履修しなければならない単位をすべて取得し、出席状況、授業態度等を総合的に判断し、学科会議、学校運営会議及び教員会議を経て学校長が認定する。		1 学年の学期区分	2 期
講義・演習は3分の2以上、実技・実習は5 分の4以上、臨床実習はすべて時間の出席を必要とし、当該学年で履修すべき科目全ての単位を修得する。		1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。